

法人理念をつないでいく

(兵庫県)

社会福祉法人三田谷治療教育院 障がい児入所施設

施設長 河井 悦子 (障-41期 No.5591)



今年創立90周年を迎える三田谷治療教育院(現:三田谷学園)は、1927(昭和2)年、福祉諸制度がなかった時代に、医師であり、キリスト教徒である三田谷啓(さんだや ひらく)が、現在のこの地、兵庫県芦屋市楠町に創設した。

「教育者よ起て、起って可憐な児童を闇より光に変換させよ。」

「医学者よ起て、起って彼等の障がいを支援し、補強し、生存権の拡大を喜ばせよ。」

啓のこの言葉は、当時の時代背景を考えると、血がみなぎり、魂が奮い立つような思いがする。2016(平成28)年4月1日に着任したばかりの新施設長の私は、創設者とその志を受け継いできた先人たちの想いの前にひざまずくしかできない気持ちでいる。脈々と受け継がれてきた熱く強い志を、現代社会の中でどのように引き継ぎ、実践していくのか問われていると思うからである。

1. はじめに

社会福祉法等の一部を改正する法律が2016(平成28)年3月31日に公布され、2016(平成28)年4月1日に一部施行翌2017(平成29)年4月1日に全面施行された。今般の法改正による社

会福祉法人制度の見直しは、経営の透明性の向上をはじめ、経営組織のガバナンス強化や財務規律の整備等を主な柱とし、新たな責務として、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」が第24条第2項に規定されることになった。

この新たに規定された「地域における公益的な取組」は、1951(昭和26)年の社会福祉事業法の成立とともに設立された社会福祉法人創設以前の、慈善事業や救貧事業、あるいは感化救済事業の頃から脈々と受け継がれ、今日に至っているものであり、改めて法制化されたものであるとも考えられている。いずれにせよ、時はまさに社会福祉にとって大きな変革の時代であり、理事会や評議員会などのガバナンスや法人の経営基盤の強化、公益的な地域貢献の推進など、これまで以上に計画性のある社会福祉法人のあり方が具体的に問われる時代に突入したといえる。このような時代背景の中で、個人の尊厳を尊重した障害のある方への支援のあり方を、法人理念から考察してみたい。

2. 法人の概要

(1)法人創設

当法人は、1952(昭和27)年に法人の認可



を受けている。法人の名称は、創設者三田谷啓博士の名前に由来する。創設者三田谷は、貧しい農家に生まれたが、志を得て苦学の末、医者となり上京し、呉秀三から精神病理学、富士川遊から治療教育学を学び、医者として児童教育に終生捧げる基礎を固める。その後ドイツに留学し、「治療教育学」の研究を深めて日本に持ち帰り、実践の場として三田谷治療教育院(現：三田谷学園)を創設した。

三田谷の業績として、治療教育学の実践、児童保護、母子保護の啓発と実践活動があげられる。三田谷は一個人として特殊教育に貢献しただけでなく、それを行政ベースにのせたことにより多くの功績を残した。ドイツからの帰国後の1916(大正3)年、わが国初めての智力検査法を発表し、知的発達の鑑別に用いた。また東京の児童相談所で身体部門を担当し、大阪市社会部に児童課が設置された際に課長に就任し、児童相談所、少年職業相談所、産院、乳児院を創設した。全国を通じて児童福祉行政のプロパーの最初の課長であった。また児童相談所内に、母性教育の必要や障がいの発生の予防や指導保護のための家庭での役割の重要性を啓発するために、「母の会」をつくり、続いて「母と子」や「児童相談」「白バラ」を創刊。その後、出版や講演活動を行いつつ、今日の恩賜財団母子愛育会創設の基盤を創ったという。このような活動を続ける中で、三田谷治療

教育院創設は、児童相談所内で相談にのっていた障がい児や虚弱児、あるいは被虐待児のうち、十数名がどうしても収容保護を必要とするものたちであると判断して開設に踏み切り、併せて学齢期の障がい児や虚弱児のために、院内に学校法人翠ヶ丘小学校を付設した。

(2)法人理念

この法人に属する事業は全ての事業は障がいのある人に「治療教育」をもってあたる、というのがわが法人の理念である。では「治療教育」とは何か、啓の文献(精神神経学雑誌第四十一卷第八号別刷、昭和12年8月28日発行)に残っている言葉を引用すると、「私が今より10年前治療教育院を創設した頃、種々の方面より治療教育とは何物なのかを尋ねられた。教育者側からもまた医学者側からも治療教育の性質をたずす人が少なくなかった。治療教育はその名より推して治療と教育を行うものだろう位に考えられていた。なるほど治療教育は医学者と教育者との共同作業を必要条件とするものであるが、治療と教育とを施すという意味ではない。治療教育は教育の一種であって、これを特殊教育或いは補助教育と言ってもいいのである。要は知的障がい児にもっとも適当な教育法を施すことにある。」と記されている。

また治療教育、その定義は必ずしも確定しているわけではないが、大体に於いて次のように理解してよいと思われる。再び啓の言葉を引用すると、「治療教育とは障がい児童を最も適当な方法をもって取り扱い、その全生活の改善をはかることを目的とするものをいう。この事項を研究する学科を治療教育学と称するのである。勿論、治療教育学は応用学科であるから、基礎学科と補助学科の力を借りる必要がある。基礎学科は生理学、衛生学、小児科学、精神病学、神経病学、児童心理学、教育学等で、

補助学科は体操学、音楽、木工、機械、園芸、児童心理、動物心理、比較心理、人類学、統計学、神話、童謡などの諸科をあげるべきである。」(我国に何故治療教育事業興らざるか。三田谷啓著 精神神経学雑誌第四十一巻第八号別刷、昭和12年8月28日発行)。

さらに治療教育の効果については、「多言を要しない。即ち治療教育は障がい児童の各個について最も適当な支援を行うからである。その支援の大要は、心身の障がいをなるべく除去し、生活を向上し、その素質に適した作業をとらせるのである。このようにしてなるべく個人が最も得意とする業につかせることを努めるのである。

治療教育に関する一般の認識の不足する事は次の点である。即ち治療教育を施せば障がい児でも普通の程度になるか、もしそれが不可能ならば教育する価値はないと考えることである。これは根本的な誤りであることをまず理解させなければならない。独自の才能を伸ばすと障がい児でも時には普通児以上のことができる。しかしこれは特殊な事柄であって、それが出来たからといって普通児になったわけではない。たとえ貧しい職だといっても、それが人生に必須

の職業であったら、それを責任もってしてくれたらそれでいい。」と結んでいる。

3. 法人理念の浸透

私自身の体験ではあるが、「治療教育」というと、その名まえを古めかしく捉えられ、単に「医学モデル」(病気が全てを決定する一方向モデル)のアプローチではないかという意見を頂くことがある。

しかし私は、啓は「医学」だけでは障がいのある人への尊厳に根ざした支援は出来ないと断言され、障がいとはその人の内部だけを問題にするのではなく、周りの環境(人的・物的)との相互作用から生じるという、今で言う「生活モデル」の視点に立ち、分析に基づいた総合的アプローチの方法を提案し、治療教育院を開設したものと捉えている。昭和初期の当時から先駆的に、全人格的に人を捉える支援のアプローチを行っていたのだと確信する。設立当初からニーズのある子どもたちを一定期間入所させ、治療教育を行い、親へは子どもへの親訓練(今でいうペアレントトレーニング)を提供し、子どもが家庭や地域でよりよい育ち合いができるようになるこ



昭和当初、三田谷治療教育院の講演会に向かう人々

とが使命と捉え、通過施設としての実践を行ってきた。

ここで当法人の理念を改めて記したい。

全ての事業は障がいのある人に「治療教育」をもってあたる、上位の理念の下に、法人は以下の6つが理念を掲げている

- ①人権を尊重し、個性を大切にする。
- ②寄り添いつつ、よく観察し個々の持っているものを引出す支援をする。
- ③人を一面的ではなく「丸ごと」とらえようとする。
- ④職員の専門性を重視する。
- ⑤職員間のチームワークとネットワークをはかる。
- ⑥「くらし」、「生活の向上」を指向する。

法人理念は、職員が行動を具現化して、利

用者が「あなたはかけがえのない存在」という揺るぎないメッセージを全身で受けとめられたかどうかで評価される。そしてそのメッセージを受けとめた利用者が、エンパワーメントされ、人生を豊かで実りあるものにしてゆく。この大きなメッセージのやりとりの輪こそ、「法人理念をつなぐ」ということであると考え。法人理念をすべての職員に浸透させ、理念に基づく行動を生起するためには、理念が一人ひとりの腑に落ちているか、誰にでもわかりやすい言葉になっているか、同じイメージを共有できているか、理念の浸透が職員一人ひとりの成長につながっているのか、など、理念の再確認が必要不可欠であると痛感している。



正門前に設置された石碑：啓が残した言葉